

白楊小学校 いじめ防止基本方針

札幌市立白楊小学校

令和7年4月改訂

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、国の「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」、札幌市の「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」をふまえ、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために、「白楊小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を以下に示す。

- 学校、学級内に、いじめを許さない雰囲気をつくります。
- 児童、及び教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教職員、教職員同士をはじめとする、校内に温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について、保護者・地域、そして関係機関との連携を深めます。

Ⅰ 「いじめ」の定義、及び、基本的理解

(1) いじめの定義

国の「いじめ防止対策推進法」においては、以下の通り、いじめを定義している。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている他校の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(2) いじめについての基本的理解

国の「いじめ防止等のための基本的な方針」においては、具体的ないじめの態様として、以下のことが記載されている。

◆具体的ないじめの態様◆

- * 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- * 仲間はずれ、集団による無視をされる
- * 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- * ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- * 金品をたかられる
- * 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- * 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- * パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

本校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って対応にあたる。

「いじめ」には、上記のように多様な態様があることを鑑み、定義に位置付けられている「心身の苦痛を感じているもの」を限定解釈せず、本人が否定していたり、本人の知らないところで被害が発生していたりする場合も含め、きめ細かな観察と対応に努めていく。

「いじめ」は、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る。これらの基本的な考えをもとに、教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

2 いじめ防止対策組織について

「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの防止、及び、いじめの早期発見・早期対応に係る取組を進める。また、いじめ事案が発生した場合、中心となって組織的な対応を進める。組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係るすべての取組は、校長の監督の下で行う。

(1) 構成員

- ・校長（責任者） ・教頭（統括者） ・教務主任 ・保健主事（生徒指導担当） ・担任外教諭 ・学びの支援コーディネーター ・養護教諭 ・学年主任 ・スクールカウンセラー ・スクールソーシャルワーカー
- ※必要に応じて外部専門家と連携する。
- ※校長不在時は、教頭が代行する。その際、教頭の業務を教務主任が補佐する。

(2) 「いじめ対策委員会」の役割

①教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知と、教職員の共通理解
- ・いじめ防止、及び、いじめ対応に係る校内研修の企画と実施

②「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と点検

- ・定例会議の開催予定日を年間計画に位置付け、月に1回開催する。いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- ・いじめ防止に係る、道徳科、学級活動の実践の推進
- ・情報モラル教育の推進（こころ部と連携）
- ・「あんしん・あんぜん・あったかアンケート」及び「悩みやいじめに関するアンケート」の実施、集約、関連資料の整理・保存
- ・いじめ対策委員会の会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。
- ・学校評価アンケート等を活用した、学校におけるいじめ防止対策の検証と改善策の検討をするためのいじめ対策委員会を開催する。

③児童や保護者に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりや学校ホームページを通した、いじめ防止の取組状況等の発信

④いじめ事案への対応

- ・いじめがあった場合、あるいは、いじめの疑いがあるとの情報があった場合、構成員全員がそろわずとも出席可能な構成員のみで速やかに臨時会を開催し、正確な事実の把握に努め、問題の解決に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバーによる「いじめ対策プロジェクト」を組織し、迅速かつ効果的に対応する。外部の専門家、及び、関係機関と連携して対応する。
- ・問題の解消の見極めは慎重を期するとともに、その後の関係児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの未然防止

いじめの未然防止のポイントは、「居場所づくり」「絆づくり」「自己肯定感」である。そのために取り組むべき課題は、「規律」「学力」「自己内省」である。これは、日常実践の質向上、校内研究の方向性と軌を一にするものである。

(1) 児童に対して

授業の充実

- ・児童に、基礎・基本の定着を図ると共に、学習に対する達成感・成就感を育てる。また、少人数指導、集団学習での学び会を積極的に取り入れ、互いの考えを交流する中から、お互いの良さに気付かせるようにする。

対話の重視

- ・発言の聴き方、発表の仕方、ノート等の書き方など、学習の規範を意識して指導にあたる。

自己を見つめる道徳教育

- ・「ふり返り」の取組を通して、自己内省する力を育ていく。
- ・思いやりの心や、児童一人一人がかけがえのない存在であるという、命の大切さを、道徳科、健康教育、学級指導を通して育む。

異年齢交流

- ・「ふれ合い活動」など、様々な交流機会をとらえて、共に活動をつくり上げる経験を大切に、互いのよさや頑張りに気づき、認め合う心を育む。

心の居場所のある学級経営

- ・児童一人一人が認められ、互いを大切に、学級の一員として自覚できるような学級づくりを自ら進める。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識をもつように、児童同士の言語環境や人間関係の在り方等について、発達段階に応じて適切に指導する。
- ・からかいや、悪ふざけ、見て見ぬふりをするのは、「いじめ」行為につながるため、徹底して芽を摘むことや、「いじめ」を見たら、先生や友だちに伝えたり、止めさせたりすることの大切さを指導する。その際、他の人に知らせることは、決して悪いことではなく、人を守る行為であることも併せて指導する。

情報モラル教育

- ・情報モラル(インターネット)教育を計画的に推進する。年間計画に沿って、発達段階、及び、学級の実態に応じた指導を行う。

児童会活動を通じた啓発

- ・児童委員会が主となり「ストップいじめ運動」「ふわふわ言葉に関する運動」などの取組を考え実行する。

(2) 教職員に対して

対話から信頼へ

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。

個が生きる授業

- ・児童が自己実現を図れるように、指導一人一人が生きる授業を日々行うことに努める。

相手意識の醸成

- ・児童の思いやりの心や、命を大切にする心を育む道徳教育や学級指導の充実を図る。

いじめに対する毅然とした態度

- ・「いじめは決して許されない」という姿勢を、本校の職員全員がもっていることを様々な場面を通して、児童に示し続ける。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等、いじめ問題についての理解を深める。絶えず自己の人権感覚を磨き自己の言動をふり返るようにする。

生徒指導研修の充実

- ・年に2回、「いじめ問題」に関する研修、及び、「子ども理解」に関する研修を行い、実践力を高める。

(3) 学校全体として

いじめを許さない風土づくり

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。

保護者・地域への啓発

- ・保護者や地域に対して、児童が発する変化のサインに気付いたら、すぐに学校に相談することを伝える。
- ・いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の三者で協力し連携することが大切であることを、学校だよりや学年だより、学校ホームページ等で啓発し理解と協力を願う。
- ・SNSやネットゲーム上のトラブルが、いじめに発展する事例をふまえ、家庭内での適切な使用法について啓発していく。

4 いじめの早期発見・早期対応

教師の姿勢として

- ・児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚をもつように努める。

ーたとえばー

登校時の教室でのふれあい、下校時の玄関でのふれあい、休み時間のふれあい
教室を児童だけにする時間を可能な限り減らす
清掃や給食の様子の変化
欠席家庭への連絡と様子の伺い
常に感謝の気持ちを表す姿勢

- ・解決が難しい生徒指導については、問題を抱え込まずに、管理職への報告や、学年、同僚への協力を求める意識をもつ。

教育相談の充実

- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや、相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・どんなことでも聞いてくれる先生、理解してくれる先生、駄目なものはきちんと指導してくれる先生を目指す。

児童アンケートの活用

- ・「あんしん・あんぜん・あったかアンケート」及び「悩みやいじめに関するアンケート」を実施し、結果から、教育的予防と早期発見、早期対応を教職員全体の共通認識のもとに行う。

－アンケートの集約後の対応－

- 「いやなことを言われたり、からかわれたりしてつらい思いをしている」（あんしん・あんぜん・あったかアンケート） 「今も、いじめられている」「いじめられている人を見たり、聞いたりしたことがある」（悩みやいじめに関するアンケート） 以上の設問について、「ある」「いじめられている」と回答のあったものについては、いじめの疑いがある案件ととらえ、確実な聞き取りと調査を行う。
- いじめの疑いがある案件については、「聞き取りシート」にその結果を具体的に記載する。
- 学年研修にて、いじめの疑いのある各案件について、指導の方向性を定め、シートに記入し、担当へ提出する。
- 「いじめ対策委員会」を行い、各学年から「聞き取りシート」をもとに報告を受ける。いじめと認知される案件については、ただちに、保護者と連絡を取り、組織的な対応を始める。
- いじめとは認知されなかった案件についても、指導終了後、必ず保護者にその経過を報告する。
※アンケート集計の際、深刻度が高いと感じた場合、上記の段階を経ずに、ただちに管理職に報告し、その後の対応を相談する。

5 いじめへの対処

いじめの見逃しや抱え込みの防止

- ・ささいな兆候や懸念、児童からの訴えなどを一人で抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、ICTも活用するなどして、その都度、いじめ対策委員会をはじめ、学校全体で共有する体制を整える。身近な教職員に相談できる職場の組織風土を醸成する。

情報共有

- ・いじめ行為に気付いたり、いじめに関する相談を受けたりした教職員は、管理職、及び、生徒指導担当教諭に報告する。

－報告例－

現場を目撃 本人からの訴え 保護者からの連絡 他児童からの情報提供
欠席理由の情報 所有物の紛失、汚損

事実関係の確実な把握

- ・教職員が気付いた、あるいは、児童や保護者から相談があった「いじめ」については、管理職の指示のもと、事実関係を早期に把握する。
- ・聴き取りを行う教職員の役割を分担するなどし、事実と経過を把握する。
- ・関係する全ての児童生徒に対して聴き取りを行う。
- ・集約した情報は5W1Hを明確にした整理をし、関係する児童生徒に再確認をする。

校内対応体制の確立

- ・速やかに「いじめ対策委員会」を行い、把握した事実をもとに、いじめであるか否かを組織的に判断する。
- ・いじめと判断した場合、札幌市教育委員会に報告するとともに、いじめられた児童の支援、いじめた児童への指導、関係する保護者との連携など、対応を検討し実行する。
- ・対応については、「いじめ対策委員会」内に、適切なメンバーによる「いじめ対策緊急プロジェクト」を組織し、迅速かつ効果的に対応する。

－いじめ対策プロジェクト組織－ ※監督 校長 統括 教頭
当該児童ケアチーム 調査・対応チーム 再発防止検討チーム

いじめられた児童の安全・安心の確保

- ・いじめられた児童の心の安定を取り戻すことを最優先に対応する。

- ・心配していることや、不安に思うことを共感的に聞き取り、スクールカウンセラー等と十分に相談しながら心のケアに努める。
- ・見守りなどの確実な安全確保の計画を立て、いじめられた児童が安心して学校生活を送ることができるように努める。

いじめた児童への対応

- ・いじている児童に対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、まず、いじめ行為を止めさせることを指導する。
- ・いじめたという事実に留まらず、いじめを行ってしまう気持ちや、いじめた児童の抱える問題などを教職員が理解し受け止めた上で指導を行う。
- ・いじめを受けた児童の心が深く傷つき、苦しんでいることを理解させるとともに、自分の行為の責任を自覚させる指導を行う。
- ・いじめを受けた児童に心から謝罪できるように指導していくことを通して、人間関係の修復に努めていく。

保護者への協力依頼

- ・いじめられた児童の保護者には、いじめの情報を把握次第、速やかに、その段階の事実関係を伝える。
- ・いじめた児童の保護者には、事実関係を正確に伝えると共に、以後の対応を適切に行えるように協力を求める。

関係機関との連携

- ・深刻ないじめ事態発生時の対応等については、速やかに教育委員会に指導、助言を求める。
- ・必要に応じて、警察や児童相談所等、関係機関への連絡や相談を行い、連携しながら対応を進める。

再発防止の徹底

- ・いじめが解消したか否かは、下記の基本的な方針を踏まえて「いじめ対策委員会」で判断する。

－いじめが「解消している」状態の定義－

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より

いじめが「解消している」状態とは、次の二つの条件が満たされているものをいう。

①いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害者が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害者の支援を継続するため、支援内容、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。また、いじめが解消している状態に至った後でも、いじめが過去にあったことを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害者及び加害者については、日常的に注意深く観察する必要がある。

個別の対応状況に関する記録及び引継

- ・いじめに関する個別の対応状況に関する記録については、進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- ・悩みやいじめに関するアンケート調査の結果は、定められた期間（5年間）管理し、小学校から中学校へ確実に情報を引継ぐ。

重大事態への対処

- ・重大事態発生時は、学校から教育委員会に報告する。
- ・重大事態調査の目的は、事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、学校が事実に向き合うことで、当該事態対処や同種の事態の発生の防止を図ることにある。
- ・調査の進捗状況及び調査結果は、学校からいじめられた児童及びその保護者に対して適時・適切な方法で情報を提供する。

いじめ対処の基本的な流れ

